

宇陀市監査委員告示第6号

平成28年度第6回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年5月12日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成28年4月1日から平成29年2月28日までに執行された事務について監査を行った。

(1) 教育委員会事務局 教育総務課、生涯学習課及び文化財課

3 監査の期間及び対象

| 実施年月日 | 監査実施部署 |
|---------------|-----------------------------|
| 平成29年4月17日（月） | 教育委員会事務局文化財課 教育委員会事務局公民館 |
| 平成29年4月19日（水） | 教育委員会事務局生涯学習課 宇陀市立榛原中学校 |
| 平成29年4月24日（月） | 宇陀市立菟田野小学校 |
| 平成29年4月25日（火） | 教育委員会事務局教育総務課 |

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において公金外現金の取扱状況についても

監査を実施した。概ね適正に管理されていることが確認できた。引き続き、公金外現金の取り扱いについて徹底されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 契約に関する事務

ア 随意契約理由の明示について（教育総務課、生涯学習課、文化財課及び公民館）

随意契約にて契約を行う際、随意契約を妥当とする理由の記載が明記されていない契約が一部に見受けられた。

今後、契約の際は、随意契約となった理由を明記されたい。

イ 随意契約について（生涯学習課及び文化財課）

施設の草刈業務や管理業務等を委託するため、公益社団法人宇陀市シルバー人材センターと、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号を根拠に随意契約を締結している事例が見受けられた。

この場合、宇陀市契約規則（平成18年宇陀市規則第44号）第18条の2第1項第1号の規定により、あらかじめ契約の発注見通しを公表する必要があるが、事前公表を行うことなく随意契約を締結していることが確認できた。

契約規則に基づく事務となるよう改善されたい

ウ フリクションボールペンの使用について（教育総務課、文化財課及び公民館）

契約書類や見積書、支出負担行為伺書等を作成する際、フリクションボールペン（消えるボールペン）で記入されている部分が見受けられた。

フリクションボールペンで作成された文書は、訂正の痕跡が残らないために容易に改ざんされるおそれがあるほか、室温などで保管している環境の変化によっては、退色する可能性もある。

公文書への使用については、全部署において禁止するなど対応を徹底されたい。

エ 契約書の省略について（教育総務課）

契約書の省略については、宇陀市契約規則第21条第1項の規定に基づき、契約金額が30万円以下の契約その他市長が特に契約書の作成を省略しても差し支えないと認める契約

について、契約書の省略をすることができるとされている。

しかし、一部の契約について、契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を省略して契約を締結している事例が見受けられた。

改善されたい。

オ 草刈り業務について（教育総務課）

帳票書類を確認したところ、草刈り業務の実施について役務の提供による契約と委託業務による契約の二種類の契約が行われているものの、業務内容について何ら異なる部分はなく、区別すべき理由が確認できなかった。

どちらか一方に整理するなど検討されたい。

(2) 補助金交付に関する事務

ア 遠距離通学費補助金について（教育総務課）

中学校通学の際、自宅から学校までの通学距離が5キロメートルを超える場合、宇陀市立中学校遠距離通学費補助金交付要綱（平成19年宇陀市教育委員会告示第8号）の規定に基づき、遠距離通学費補助金を支給している。

遠距離通学費補助金の支給について確認したところ、市が運行しているスクールバスを往復利用して通学している生徒に対しても、補助金を支給していることが確認できた。

補助金の目的は、就学のため遠距離通学をする生徒に対し通学費の一部を補助することにより、保護者の負担を軽減するものであり、スクールバスに乗車している生徒は負担が発生せず、補助金支給について公平性に欠ける状況にあると見受けられた。

補助金の交付について、検討されたい。

(3) その他の事務

ア 契約保証金について（教育総務課）

子どもたちの夢を育む育成事業としてコンサートを実施するため、業者と委託契約を締結しているが、今回委託契約を締結した事業者は近隣市町村との契約実績はあるものの、本市と契約締結した実績がなく、また契約保証金を免除すべき要件に該当していないことが認められた。

本市と新たに業務を締結する場合については、宇陀市契約規則に定める契約保証金の取扱いを徹底されたい。

イ 契約保証金について（生涯学習課）

施設の分筆登記を実施するため、測量業務委託を締結しているが、当該事業者は過去3年にわたり、本市と契約実績がないことが確認できた。

契約保証金を免除した理由を確認したところ、宇陀市契約規則第23条第2項第6号アの「設計金額又は積算金額が5,000万円未満であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」に該当するとの説明を受けたものの、判断できる資料等が示されなかった。

契約保証金を免除する場合については、免除すべき理由が判断できる資料等を十分に収集するとともに、免除に至る判断理由を示されたい。

ウ スクールバスの添乗について（教育総務課）

市内の小学生を対象にスクールバスを運行しているが、一部の小学校を対象にスクールバス添乗業務を実施していることが確認できた。

一部の小学校において添乗業務を行う理由を確認したものの、十分理解できる説明を得ることができず、実施している小学校と実施していない小学校において、公平性に欠ける状況にあると見受けられる。

検討されたい。

エ 予算の執行管理について（教育総務課）

小学校の耐震化事業実施のため、予算を繰り越しして事業を実施しているが、多額の不用額の発生が確認できた。

不用額が発生した経緯について、契約締結後に繰り越しを行っているにもかかわらず、多くの不用額が発生した理由について、説明を受けたものの、不用額が発生する明確な理由が見当たらなかった。

決算審査意見書においても指摘しているとおおり、不用額の発生は、予算として認められた事業費を執行しなかったとの評価があり、予算の執行管理を適切に行う必要がある。

不用額の発生については、十分精査されたい。